

コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生状況について

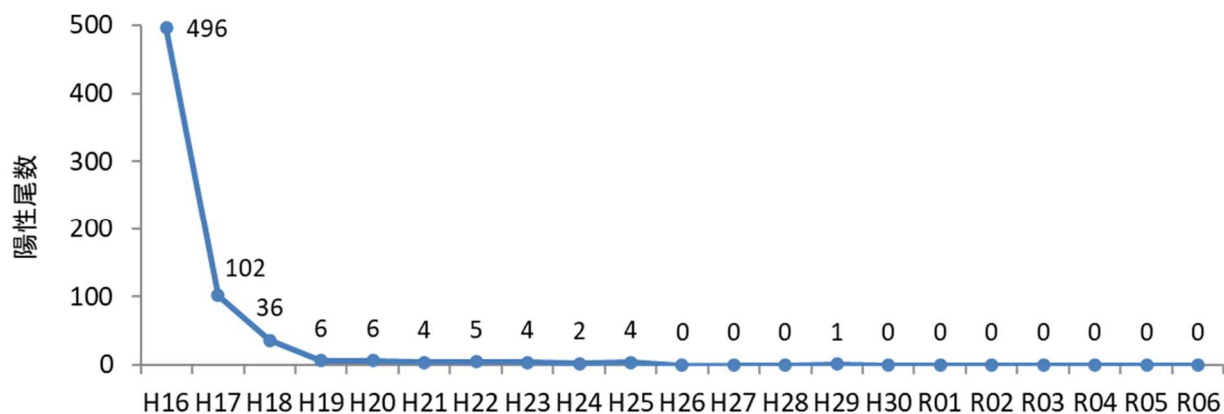
1. 平成 16 年の斃死コイ回収尾数

単位(尾)				
琵琶湖北湖	琵琶湖南湖	瀬田川	その他河川	合計
40,879	43,411	10,900	8,882	104,072

2. 平成 16 年から令和6年にかけての KHV 病検査

	単位(尾)											
	琵琶湖北湖		琵琶湖南湖		瀬田川		その他河川		管理水面		合計	
	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性
平成16年	102	29	128	36	27	12	172	77	67	124	496	278
平成17年	32	3	0	13	0	8	55	11	15	40	102	75
平成18年	9	3	7	12	2	6	7	11	11	29	36	61
平成19年	2	5	0	1	0	0	2	11	2	6	6	23
平成20年	0	0	4	7	0	0	0	8	2	6	6	21
平成21年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4	3
平成22年	0	0	0	1	0	0	0	0	5	7	5	8
平成23年	0	0	0	0	0	0	3	0	1	5	4	5
平成24年	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	2	6
平成25年	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3	4	3
平成26年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
平成27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13
平成28年	0	0	0	0	0	0	0	6	0	16	0	22
平成29年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
平成30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
令和3年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
令和4年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. KHV 検査における陽性尾数の推移



コイヘルペスウイルス病にかかる移動制限について

1. 現状

コイヘルペスウイルス病（以下、KHV 病）は、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病であり、平成 15 年に国内で初めて発生が確認されて以降、コイの移動制限、殺処分等のまん延防止措置が講じられてきた。

滋賀県においても、「持ち出し放流の禁止」「放流等の制限」が琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会より指示されてきた。

2. KHV 病まん延防止の必要性

○KHV 病はコイしか罹らない病気であるが感染力が強い。

（国が特定疾病に位置づけ ※人には感染しない）

○既発生水域においても、新たに病原体を持ち込まないことは防疫の基本。

○現行委員会指示では保菌検査陰性群は放流することができること。

○農林水産省（消費安全局）は、放流には引き続き公的試験研究機関による安全確認が必要と考えている。

○令和 6 年における全国での KHV 病発生件数は 23 件（令和 5 年：14 件）となっており、このうち 3 件は神奈川県芦ノ湖、高知県池谷川、山形県内水路となっており、天然水域での発生であった。

○同省から未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のためには、引き続き、関係者に既発生水域からのコイの移動禁止とまん延防止措置の徹底を要請されていること。

3. 水産課の考え方

以上のことから KHV 病まん延防止の委員会指示を継続 する必要がある。